

別紙 8（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 第 2 から第 7 までの規定及び別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の 1 イ	別紙 6	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 9 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6
第 2 の 2 ア	別紙 4 - 1 農村整備に係る運用	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 6 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4 - 1 農村整備に係る運用
第 3 の 2 (1)	（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長。以下この別紙において同じ。）に	に
別記様式第 3 号及び第 4 号	地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長）	内閣府沖縄総合事務局長
	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 8 の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき

第 2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業用水保全の森づくり事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地

域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号 農林水産事務次官依命通知）別紙 24（農業用水保全の森づくり事業に関する運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 1により移行された地区については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙 24（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）の第 2 の 2 の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。